

概要書面

1. 会社概要

社名：株式会社ゴッド・コア

代表取締役：宮本 晃幸

所在地：〒114-0023 東京都北区滝野川 7-7-1 ライズ FTビル 601

TEL: 03-6903-6382 FAX: 03-6903-6392

2. 取扱商品

会員権、その他。

3. 特定負担

① 登録時において、当社会員となるために入会金が必要となります。

尚、金額は物価上昇等の事情で変動する場合があります。

② 当社会員として毎年会員更新費用が必要となります。

尚、金額は物価上昇等の事情で変動する場合があります。

4. ご入会の条件

① 18歳以上の日本国籍所持者である事。

② 日本国籍を持たない場合、外国人登録証明書及び在留資格が必要。

但し、当社が定める審査基準を通過した方に限ります。

③ 会員登録は個人又は法人とします。法人の場合は代表権を有する者が個人登録資格を満たしていること。

④ 権利取得審査と会社承認が必要です。

⑤ 健全な社会生活を営み反社会的勢力関係者ではないこと。

⑥ ゴッド・コア会員の趣旨に賛同すること。

⑦ 万一審査の上、弊社より申し込み又は契約を辞退する場合は、既に受領した金銭がある場合でも、返金は不可となります。

5. 購入者の権利

会社の提供するサービスを、会社の定めるサービスに基づき受けることができます。

サービスを受ける際は必ず各サービスの利用規約等をご確認の上ご利用ください。

6. 入会金及び年会費の支払方法

- ① 入会金は、当社が指定する口座へ振込をお願い致します。
- ② 毎年の年会費は当社が指定する更新日までに当社指定の口座へ振込みをお願い致します。尚、年会費の振込が確認できない場合、原則当社サービスを受けることはできないものとします。また当社による所定の手続きを経た後に退会とみなす場合もございます。
- ③ 振込手数料及び消費税は会員様のご負担とさせていただきます。

7. 会員の定義

ゴッド・コア会員(以下会員)は本規約を承認の上、所定の手続きを経て入会された個人及び法人の方とします。

8. ご入会について

ご入会を希望される方は当社概要書面、パンフレット等をよく読み、自らの判断にて所定の申込書に必要事項を漏れなくご記入の上、当社が指定する口座へ入会金を振り込み、振込明細書をコピーし、本社へ契約書(会社控)原本を FAX(配達中の紛失に備える為)したのち、契約書(会社控)原本、身分証明書コピー(免許・住民票・パスポート・保険証の内のいずれか1つ)、振込明細書のコピーの計 3 通を郵送して下さい。

9. 会員権の有効期限

- ① 会員権は年会費の支払いが継続する限り、永続的に利用できるものとし、有効期限はないものとする。但し、当社が利用期間を定めている当社会員制施設の利用に限り、有効期限があるものとする。
- ② 天災、または戦争・紛争・テロ行為、利用者、第 3 者による火災等による障害が発生した場合、その期間は繰り延べと致します。

10. 会員権の名義変更

会員権の名義変更は、ご本人からの申出がある場合、当社規定の書面による手続きを行い、当社規定の手数料を当社へ振込し、当社が入金を確認した日より成立する。

11. 登録事項の変更

住所、氏名、電話番号等を変更する場合は、速やかに当社所定の書面を郵送頂き、当社確認後に変更手続きを行います。

12. 会員資格・会員権に関するクーリングオフ

会員は次のとおり、申し込みの撤回又は解約(クーリングオフ)ができる。契約書面を受領した日から起算して20日間は書面の申し出により、自由に申し込みの撤回又は解約が

できる。その効力は郵便消印日付から生じます。

13. 会員カード

- ① 会員カードは、会員権とともに発行される付属のカードになります。
- ② 当社が今後提供するサービスをご利用の際、会員カードをご提示頂くと、当社規定のグレード(会社案内記載)により特典が受けられます。
- ③ 会員カードのご利用は会員様御本人に限らせていただきます。

14. 会員カードの紛失・盗難等

- ① 会員カードを紛失又は破損した場合は、弊社の定める手数料で再発行出来ます。この場合、当社の提供するサービスの利用権利はそのまま継続します。なお、紛失・盗難等により会員様の過失により被害が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。

15. 会員制施設御利用について

- ① 会員制施設とは現地(インドネシア、他)にある、株式会社ゴッド・コアの所有する、当社会員様の為の会員制宿泊施設及びレジャー施設になります。
- ② 当社会員制施設利用権利の発生は本人会員権発行日より権利開始となります。
- ③ 当社会員制施設利用権利は、会員様のご希望によつての延長も当社との協議の上、可能です。
- ④ 当社会員制宿泊施設の御利用は当社規定の年間宿泊日数に応じてご利用いただけます。
- ⑤ 年間宿泊日数は権利発生日から一年後に繰り越し及び清算しないものとします。

16. 当社会員制宿泊施設利用の際のご予約及び予約金について

- ① 当社会員制宿泊施設のご利用はご予約が必要となります。
- ② 当社会員制宿泊施設のご予約は、当社が定める会員制宿泊施設御利用可能期間内の中で、ご予約することができます。
- ③ 各会員様の会員制宿泊施設利用開始日は会社が定めた日からとなります。但し、混雑時及び当社事情等によりご利用ができない場合があります。
- ④ 当社会員制宿泊施設の御予約は、いかなる場合においても予約手続きを完了された会員様が優先となります。
- ⑤ 当社会員制宿泊施設の御予約は予約手続き完了後に、当社指定の口座へ当社が定める期日内に予約金を満額入金完了した時点で予約が完了したものとみなします。
- ⑥ 当社会員制宿泊施設の予約金は、当社会員制宿泊施設の1泊分の宿泊料金に、ご利用予定日数を乗じた合計金額と消費税、その他サービス料等を加えた合計金額と致します。

⑦ 予約状況において、希望日とならない場合もあります。

17. 当社会員制宿泊施設予約のキャンセル料金

- ① 利用開始予定日(以下、予約日)の 60 日前までは全額返金いたします。
- ② 予約日の 59 日前～30 日前までは予約金の 50%を返金いたします。
- ③ 予約日の 29 日前～当日までは予約金の返金は不可といたします。

18. 個人情報の取り扱い

① 個人情報の収集・保有・利用

会員様は当社の提供するその他のサービスを行うために下記(ア)、(イ)の情報(以下個人情報)の保護処置を講じた上で、共同して収集・保有・利用する事に同意するものとします。

(ア) 申込書に会員が記載した、会員の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、その他の記載事項

(イ) 提供するサービス先での利用履歴

* 上記個人情報の共同利用者の範囲は下記の通りとします。

- ・株式会社ゴッド・コア
- ・株式会社ゴッド・コアとの提携契約により運営される施設

② 個人情報の利用

当社は、お客様に有益と思われるサービス、又は提携先の商品・サービス等の情報を電子メールや郵便物等でお客様にお送りさせていただく場合がございます。お客様は、当社にお申し出が頂ければ、このような送信送付を中止させることができます。

③ 個人情報の第三者への提供

当社は第三者への個人情報の提供は、本会員規約に定める場合を除き、一切行いませんが、下記に該当する場合は個人情報を提供することができます。

- 3-1、会員本人の同意があった場合
- 3-2、法令に基づく提供や公的機関からの要請があった場合。
- 3-3、人の生命・身体または財産保護のために必要な場合

19. 個人情報の開示・訂正・削除

会員は当社に対して、自己に関する個人情報の開示を請求することができます。登録内容に誤りがある場合、変更が必要な場合は事務局は速やかに訂正または

削除を行います。

20. 会員の個人情報に関する窓口

株式会社ゴッド・コア TEL: 03-6903-6384 FAX: 03-6903-6392

〒114-0023 東京都北区滝野川 7-7-1 ライズ FTビル 601

21. 禁止行為

- ① 当社や当社関連会社、他の会員様もしくは第三者の財産プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 当社や当社関連会社、他の会員様もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損する行為。
- ③ 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手に係る情報を送信又は表示する行為。賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為。
- ④ 当社、当社会員様または第三者を威圧する行為。
- ⑤ 事実隠蔽の禁止・重要な事実を告げない行為。

22. 制裁処分

当社規約に違反した場合、あるいは当社の会員としてふさわしくないと判断された場合、当社は複数の処分を科すことが出来ます。

23. 自己責任の原則

- ① 現地(インドネシア、他)において発生した、事故・怪我・病気・死亡等は、原則、自己の責任・費用において、解決処理するものとします。
- ② 現地(インドネシア、他)での事故・怪我・病気・死亡等、予測不可能な事態に備える為、各自、保険加入をお勧め致します。
- ③ 上記項目までの規約違反、当社からの注意・勧告の無視。自らの不安全行動により発生した事故・怪我・病気・死亡等における責任は、すべての会員の自己責任・自己費用において解決処理し、当社は一切の責任を負いません。

24. 規約の変更

本規約もしくは内容については予告なく変更できるものとします。

25. 準拠法

この規約に関する準拠法は、日本国内では日本の法令、インドネシア国内ではインドネシアの法令、その他現地ごとに現地の法令が適用されるものとします。

24. 権利契約の解除

施設閉鎖又は会社解散の場合の権利施設、会社運営が諸般の止むを得ない事情により困難と認められるときは、措置期間経過後、全権利者との契約を解除できるものとします。

- ① 天災、火災、その他の事情により施設利用が著しく困難に陥った場合、会社は権利者との契約を解除できるものとします。
- ② 19項に記載した各禁止行為を行った場合、会社は禁止行為を行った権利者との契約を解除できるものとします。また各禁止行為を行った権利者の方は契約解除後は再度入会できないものとします。

25. 損害賠償

権利者の家族並びに招待者が、その責めに帰すべき理由により、本施設を汚損、破損し、若しくは滅失させたときは、権利者は会社に生じた損害を賠償しなければなりません。

26. 修繕費用

経年劣化、火災、障害等の様々な事情で当社会員制宿泊施設を修繕、リフォームする場合、会員様にご負担いただく場合がございます。

27. 合意管轄

会員様と当社の間が生じた紛争については、当社が指定する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

28. 宿泊約款

宿泊約款に関しては必ずご確認ください。